

# 群馬大学生体調節研究所消防隊規程

平成 16.4.1  
制 定

## (設 置)

第 1 条 群馬大学生体調節研究所に消防隊を置き，群馬大学生体調節研究所消防隊（以下「消防隊」という。）と称する。

## (組 織)

第 2 条 消防隊に，隊長及び副隊長を置く。

2 隊長は，隊を統括指揮し，代表する。

3 副隊長は，隊長を補佐し，隊長不在のときはこれを代理する。

第 3 条 消防隊に次の班及び組を置き，班に班長を，組に組長を置く。

(1) 通報連絡班

(2) 管理警備班

(3) 救 護 班

(4) 消 火 班 第 1 組

第 2 組

(5) 搬 出 班 第 1 組

第 2 組

第 3 組

## (職務分掌)

第 4 条 各班の職務分掌は，次のとおりとする。

(1) 通報連絡班

ア 消防署及び関係機関への通報・連絡

(2) 管理警備班

ア 防火対策及び消防活動の諸活動

イ 構内の警備

(3) 救 護 班

ア 負傷者等の救護

イ 避難用具の点検及び整理

(4) 消 火 班

ア 消火器具，器財等の使用による消火活動

イ 消火器具及び器財並びにその他消火上必要な設備の点検及び整備

(5) 搬 出 班

ア 非常持出品の搬出作業

イ 非常持出品の所在箇所の熟知及び搬出の万全策樹立

## (消防訓練)

第 5 条 隊長は，有形固定資産の管守計画に基づく場合又は必要と認めたときは，消防訓練実施して非常の場合の処置について万全を期するものとする。

## (防災隊)

第 6 条 消防隊は，火災以外の全ての災害に対する組織として第 3 条及び第 4 条の変更により

防災隊を併用する。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。